



島根県報

平成21年11月27日（金）

号外 第 201 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

不当な取引行為の指定の一部改正

（環境生活総務課） 2

告 示

島根県告示第798号

不当な取引行為の指定（平成17年島根県告示第1,022号）の一部を次のように改正し、平成21年12月1日から施行する。

平成21年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4項第1号中「クーリング・オフ（）」の次に「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の6第1項、」を加え、「第4条の4第1項（同法第29条の4第1項及び第30条の6において準用する場合を含む。）」を「第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項」に改め、「、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）第17条第1項、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第19条第1項」及び「、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）第59条第1項」を削る。